

平成30年度 五島市一般廃棄物処理実施計画

第1章 総則

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び五島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第6条第2項の規定により、平成30年度の一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定める五島市一般廃棄物処理実施計画を策定する。

2 施行区域 ; 五島市全域

3 施行期間 ; 平成30年4月1日～平成31年3月31日まで

第2章 ごみ処理実施計画

1 一般廃棄物の区分及び排出量の見込み

区 分	主 な 品 目	排出量(t/年)
燃やすごみ	生ごみ、紙くず、木くず、皮革類、 プラスチック・ビニール類、ゴム製品	11,700
燃やせないごみ	化粧びん・ガラスコップ・陶磁器類、ペンキ缶、 ホットカーペット、提灯、造花、	260
有害ごみ	乾電池・充電式電池、体温計・温度計、蛍光管、 使い捨てライター	23
資源ごみ 1	缶、びん(飲料・調味料)、 ペットボトル(飲料用又は醤油)	640
資源ごみ 2	発砲スチロール製の魚箱、緩衝剤、弁当箱、 食品トレイ、カップ麺容器	37
資源ごみ 3	段ボール、新聞紙、紙パック、本・雑誌・ちらし・雑がみ 古布類	900
資源ごみ 4	ミルク缶・菓子缶、なべ・やかん、傘、穴を開けたスプレー缶、 小型ストーブ、小型家電製品	290
粗大ごみ	自転車、こたつ、畳、タンス、ベッド	200
合 計		14,050

2 収集運搬計画

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

区 分	収集方法	収集日	排出方法	収集体制	排出量 (t/年)
燃やすごみ	ごみボックス・各戸	週2回	指定袋 (白色)	委託及び 一部直営	9,700
燃やせないごみ	ごみボックス・各戸	月1回 (奈留地区月2回)	指定袋 (青色)	委託及び 一部直営	140
有害ごみ	ごみボックス・各戸	月2回	無指定 透明袋	委託及び 一部直営	23
資源ごみ1	ごみボックス・各戸	月2回	無指定 透明袋	委託及び 一部直営	610
資源ごみ2	ごみボックス・各戸	月1回 (奈留地区月2回)	無指定 透明袋	委託及び 一部直営	17
資源ごみ3	ごみボックス・各戸	月2回	結束	委託及び 一部直営	650
資源ごみ4	ごみボックス・各戸	月2回	無指定 透明袋	委託及び 一部直営	220
粗大ごみ	予約収集	毎週火曜日	指定シール	委託及び 一部直営	70
合 計					11,430

(2) 収集運搬の方法

①家庭系一般廃棄物

家庭系一般廃棄物については、市が収集運搬を委託した業者（奈留地区；直営）が定期収集日に収集を行う。

具体的な定期収集日は、平成30年度ごみ収集カレンダーによる。

②事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、排出事業者が自らの責任において適正に処理するものとする。収集運搬を委託する場合は、市の許可を受けた業者とし、収集方法と回数は収集運搬許可業者と排出事業者との個別の契約による。

③一時多量一般廃棄物（家庭系と事業系）

引っ越しや片づけ、大掃除等により一時的に多量に排出されたごみで、定期収集や定期契約収集によらないごみの処理は、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者(ごみ)に委託をすることができる。

(3) 直接搬入する方法

家庭系及び事業系ごみを、排出者自らが処理施設に直接搬入して処理を依頼する場合は、ごみの種類ごとに分別して、五島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づく使用料金を支払うものとする。

①搬入施設

名 称	受け入れるごみの種類	備 考
福江清掃センター	燃やすごみ、粗大ごみ(可燃のみ)	(受入時間) 午前8時30分～正午まで 午後1時～午後4時30分 (休業日) 1)日曜日及び土曜日 ※7月と8月の土曜日は、 福江清掃センターにおいて 午前中のみ受け入れる。 2)国民の祝日に関する法律 に規定する休日 3)12月29日から 翌年の1月3日までの日
富江クリーンセンター	燃やすごみ、燃やさないごみ、 資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみ	
三井楽清掃センター	燃やすごみ、燃やさないごみ、 資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみ	
奈留清掃センター	燃やすごみ、燃やさないごみ、 資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみ	
福江リサイクルセンター	燃やさないごみ、資源ごみ、 粗大ごみ(不燃のみ)、有害ごみ	

(4) 収集しない一般廃棄物

区 分	品 目 等	備 考
有害性のある物	毒物、劇物、農薬など	
危険性のある物	医療系廃棄物、 プロパンガスボンベなど	
引火性のあるもの	ガソリン、灯油、シンナー、 塗料など	
著しく悪臭を発する物		
法令の規定によるもの	テレビ、冷蔵庫(冷凍庫・ワイン庫)、エ アコン、洗濯機、衣類乾燥機	家電リサイクル法
	パソコン本体 (ディスプレイ及び周辺 機器は含まない。)	資源有効利用促進法
施設で処理できないもの	中身の残っている容器 (農薬、塗料、 殺虫剤) 、自動車、バイクなど	

3 中間処理計画

(1) 焼却施設

施設名	福江清掃センター
所在地	五島市平蔵町3714番地
型式	流動ガス化溶融方式
公称能力	58 t/日 (29 t/24 h×2炉)
備考	平成15年3月竣工

施設名	富江クリーンセンター
所在地	五島市富江町狩立741番地1
型式	機械化バッチ燃焼式
公称能力	10 t/日 (10 t/8 h×1炉)
備考	平成10年3月竣工

(2) 資源化施設

施設名	五島市リサイクルセンター
所在地	五島市向町2036番地
型式	粗大ごみ 破砕+機械選別+圧縮+貯留
	資源ごみ 破袋+手選別+機械選別+圧縮+貯留
	紙類 圧縮+貯留
公称能力	4 t/日 (5 h)
備考	平成12年3月竣工

4 最終処分計画

(1) 福江一般廃棄物最終処分場

所在地	五島市向町2059番地
型式	管理型(サンドイッチ方式)
埋立地容量	53,000 m ³
備考	平成12年3月竣工

(2) 奈留一般廃棄物最終処分場

所在地	五島市奈留町浦943番地
型式	管理型(サンドイッチ方式)
埋立地容量	3, 683 m ³
備考	平成7年3月竣工 平成30年3月休止

5 一般廃棄物処理手数料

平成17年度から本市全体で市指定ごみ袋を導入し、燃やすごみ、燃やせないごみの有料化を実施している。今後は、ごみの排出抑制と資源の分別を促進するため、家庭系ごみと事業所系ごみの処理手数料について見直しを行う。

また、多量排出される事業系ごみの適正な受益者負担について検討を行う。

区分	指定容器等	手数料
燃やすごみ(大)	市の指定袋(白)	400円(10枚入り)
燃やすごみ(中)		200円(10枚入り)
燃やすごみ(小)		100円(10枚入り)
燃やせないごみ(大)	市の指定袋(青)	400円(10枚入り)
燃やせないごみ(中)		200円(10枚入り)
燃やせないごみ(小)		100円(10枚入り)
粗大ごみ(一人で持てる物)	市が指定するシール	300円
粗大ごみ(一人で持てない物)		600円

6 一般廃棄物の発生・排出抑制

(1) ごみの4R活動の推進

ごみの減量化、資源化のため4つの「R」の実践を推進する。

- リフューズ(Refuse) : ごみの発生源抑制
- リデュース(Reduce) : ごみの発生抑制
- リユース(Reuse) : 使用済み製品の再使用
- リサイクル(Recycle) : 再資源化する

(2) 施設見学

ごみ問題の啓発と情報提供のため、民間団体等の施設見学会や、毎年、市内小学校の授業の一環として、清掃センターやリサイクルセンターの社会見学を受け入れている。

(3) 紙ごみの資源化推進

平成28年度より「資源ごみ3」に、リサイクル可能な紙を「雑がみ」として新たに加えている。市民への周知については、広報誌やごとうチャンネル等の媒体を活用しながら、必要に応じて分別説明会等も開催する。

なお、事業所から排出される雑がみについては、機密文書が含まれることから、処理方法の照会等も併せて行いリサイクルを推進する。

(4) 事業所ごみの減量等

大規模事業所等のごみの多量排出者については、減量化・資源化意識の高揚と自己処理責任の明確化を図り、循環型社会の形成を促進する。

(5) 容器包装廃棄物の排出抑制

販売事業者と行政が連携し、マイバック運動やレジ袋の有料化に向けた取り組みを推進する。併せて、消費者や販売事業者に対する普及・啓発にも取り組む。

7 再生資源化促進の方策

(1) 生ごみ減量化等処理機器購入費補助金交付事業

家庭レベルでのごみ減量を図るため、家庭用生ごみ処理機又は堆肥化容器の購入に対し助成する。助成内容は、次のとおり。

○ 補助額 ; 購入額の1/2 (上限50,000円)

ただし、生ごみ収集除外の地区に住所を有する者については、購入額の1/2 (上限60,000円)

(2) 剪定枝の資源化検討

各家庭から発生する剪定枝等については、剪定枝破砕機の貸出制度を導入する。

事業所が搬入する剪定枝等については、排出者及び関係機関の協力を得ながら再資源化を推進しごみ焼却量の削減を図る。

(3) リユースフェア

毎年度10月と3月に古布類のリサイクルフェアを開催し多くの市民が参加している。

(4) 溶融スラグの利用

廃棄物の焼却後発生する溶融スラグについては、最終処分場の覆土や建設資材等として再利用している。

8 一般廃棄物の適正排出

(1) ごみ処理施設への搬入物検査

リサイクルを促進するため、搬入されるごみの分別を直接指導する。

主な品目としては、段ボール、発泡スチロール、本・雑誌等の雑紙類の分別を指導する。

(2) 排出規制物対策

五島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第14条に規定する処理除外物について、具体的な品目を定めることにより適正処理を確立する。

(3) 市が処理することのできる産業廃棄物

市が処理する産業廃棄物については、市の廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第20条に規定されている。

また、二次離島地区住民の産業廃棄物処理費用の負担軽減を図るため、五島市産業廃棄物等海上輸送費補助金交付要綱を制定した。(平成30年4月1日施行)

9 ごみ処理施設整備計画

既存の福江清掃センター及び富江クリーンセンターは、施設の耐用年数や経済性を考慮すると、平成31年度に更新時期を迎えることから、旧福江清掃センター跡地に集約化した新たな焼却施設を、平成31年12月に供用開始することを目指している。

なお、新たな焼却施設は、維持管理費の節減が可能なストーカ方式とし、平成30年度においては、土木工事に着手する。

第3章 生活排水処理実施計画

1 収集運搬計画

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

区 分	地 区	収集主体	収集運搬量	収集回数	収集方式
し 尿	福 江	許可業者 3 業者	8,700kℓ	随 時	戸別収集
	五島西部	許可業者 4 業者	7,900kℓ		
	奈 留	許可業者 1 業者	1,500kℓ		
浄化槽汚泥	福 江	許可業者 7 業者	17,000kℓ	年 1 回以上	戸別収集
	五島西部		5,000kℓ		
	奈 留		900kℓ		
合 計			41,000kℓ		

(2) 収集運搬方法等

①し尿収集運搬

一般家庭及び事業所等の汲み取り式トイレから排出されるし尿は、収集運搬許可業者により、各地区の衛生処理場等へ搬入する。

②浄化槽の清掃

浄化槽を管理しているもの（浄化槽管理者）は、浄化槽法第 10 条の規定により、定期的に浄化槽保守点検及び清掃を実施しなければならない。

※ 保守点検の回数 ; 家庭用で小型のもの、年 3 回。 21 人以上のもの、年 4 回。

※ 清掃業務の回数 ; 年 1 回。（全ぱっ気型は、年 2 回）

③浄化槽汚泥の収集運搬

一般家庭及び事業所等から排出される浄化槽汚泥は、収集運搬許可業者により、各地区の衛生処理場等へ搬入する。

④し尿運搬船の活用

奈留島及びその他二次離島のし尿等については、平成 27 年度よりし尿運搬船によって福江島への搬送を実施している。

⑤し尿運搬船の概要

船 名	かめりあ
登録長・登録幅・登録深	全長 14.95m 全幅 4.48m 登録深 1.28m 総トン数 8.5 t
総 ト ン 数	8.5 t
主機関・出力	水冷 4 サイクルディーゼル機関・423Kw2,084rpm 1 基
積 載 量	12 m ³

(3) 収集運搬業の許可方針

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業の許可については、排出量の見込み等を勘案すると既存の許可業者で適正な収集運搬が確保できているため、新規の許可は行わない。

2 中間処理計画

(1) 中間処理方法・処理量の見込み等

廃棄物の種類	処理施設	処理量(年)	処理方法等
し尿 浄化槽汚泥	福江衛生センター	41,000kℓ	標準脱窒素処理方式＋高度処理

(2) 脱水汚泥等の処理方法

処理施設	汚泥量(年)	処理方法等
福江衛生センター	500 t	福江清掃センターへ搬送焼却＋福江最終処分場埋設

3 処理施設の概要

(1) 福江衛生センター

所在地	五島市野々切町 2308 番地 1
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理
処理能力	118kℓ/日（し尿 58kℓ/日、浄化槽汚泥 60kℓ/日）
竣工	昭和 56 年 3 月(平成 26～27 年度基幹的施設整備事業)
放流先	無放流（土壌蒸発散処理）

4 し尿処理施設の整備計画

本市で収集される、し尿及び浄化槽汚泥は、本市が管理するし尿処理施設で処理を行っている。将来にわたって安定的なし尿等の処理を確保するため、平成 26～27 年度において福江衛生センターの基幹改良工事を実施した。

このことにより、平成 27 年 3 月には奈留衛生センターを休止、平成 28 年度 7 月には、西部衛生センターを休止し、福江衛生センターへの一元化を実施した。

なお、休止後平成 29 年 6 月に廃止された両施設は、各地区におけるし尿収集体制を確保するため、し尿等一時中継基地として活用している。

<参考>

奈留衛生センター	平成 27 年 3 月休止。平成 29 年 6 月廃止。
五島西部衛生センター	平成 28 年 7 月休止。平成 29 年 6 月廃止。

5 普及啓発等

(1) 合併処理浄化槽の設置費補助

- ① 市は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併浄化槽を設置する者に対し浄化槽設置整備事業補助金を交付する。
- ② 緊急かつ効率的に汚水処理普及率を向上させるため、平成26年度から5年間の予定で設置費用に対する五島市独自の補助制度により合併浄化槽整備を推進する。

(2) 合併処理浄化槽の適正管理

浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・法定検査）及び合併処理浄化槽の設置費補助事業等について、広報やパンフレット等による啓発を行う。

(3) 福江地区中心市街地生活排水処理計画

福江地区中心部に位置する福江川流域が、平成13年、県より生活排水対策重点地域の指定を受け、河川の水質改善、沿岸海域の水質汚濁防止を図るために公共下水道事業を計画した。

しかし、平成24年度（計画区域588ha）及び平成26年度（計画区域94.4ha）にアンケート調査を実施した結果、接続見込み率が約30%であった。

そこで、平成27年度に長崎県公共事業評価監視委員会に審議を依頼したところ事業休止の意見書が提出されたため、これを受けて事業休止に至っている。

今後は、さらなる整備コストの縮減に向けた新技術の情報収集、また新たなまちづくりと並行した生活排水処理対策を地域住民と協議し検討していく。

6 一般廃棄物収集運搬許可業者

(ごみ)

許可番号	許 可 業 者 名	住 所
1	(有)双葉	木場町 119 番地 1
3	九州商船(株)奈留島港代理店	奈留町泊 198 番地 11
4	山一資材(株)	東浜町 1 丁目 15-18
5	(有)三井楽清掃社	三井楽町濱ノ畔 2948-3
8	(有)福江清掃社	松山町 487 番地 2
9	(有)キンキ環境	長手町 808 番地
12	(株)セイハウ開発	上大津町 2238 番地 2
14	引越センター五島	福江町 1213 番地 1
15	便利屋	富江町狩立 38 番地 2
16	元村産業	上大津町 2033
17	公益社団法人五島市シルバー人材センター	三尾野 1 丁目 7-1
18	(有)五島環境開発	上大津町 2238 番地 2
19	環境プランニングサービス(株)	籠淵町 1222 番地 3
20	(有)田口運輸	籠淵町 2466 番地 5
21	(株)片山組	上大津町 411
22	(株)福富工業	福江町 3 番 8 号
23	(有)山寿興業	向町 557 番地
24	(株)アカヒゲ創建	長崎市晴海台町 15 番地 15
25	(有)貞方土木	栄町 9 番地 13

(し尿・浄化槽)

許可番号	許可業者名	し尿	浄化槽	住 所
1	(有)双葉	○	○	木場町 119 番地 1
2	奈留衛生社	○	×	奈留町浦 546 番地 6
5	(有)三井楽清掃社	○	○	三井楽町濱ノ畔 2948-3
6	(有)富江清掃社	○	○	富江町狩立 527 番地 1
7	(有)岐宿衛生公社	○	○	岐宿町楠原 7 0 7 - 2
8	(有)福江清掃社	○	○	松山町 487 番地 2
10	玉之浦衛生社	○	○	玉之浦町小川 945 番地
11	岐宿クリーンサービス	×	○	岐宿町川原 270 番地

7 一般廃棄物処分許可業者

(木くず)

許可番号	許可業者名	住 所
1	(有)山寿興業	向町 557 番地